

中国ビザ:料金案内

(重要) 中国への無査証滞在が認められている国籍について:

→(例:日本籍の場合) 30日以内の観光(L)、業務・スポーツ(M)、交流(F)、親族訪問(Q2)、就労家族(S2)ビザの申請はできません

Table with columns: 渡航目的, ビザのタイプ, パスポート, センター及びATC手数料, 取得日数, 料金. Rows include categories like 観光(L), 短期留学(X2), 業務(M), 就労(Z) with detailed fee breakdowns for total, actual fees, and center/ATC charges.

親族訪問(Q2) *2	3ヶ月/シングル (30日/60日/90日/180日)	6~9ヶ月	合計	料金	18,750	27,250												
			内訳	実費	2,250	5,250												
				センター手数料	5,500	8,800												
	ATC手数料	11,000	13,200															
	6ヶ月/ダブル (30日/60日/90日)	7~9ヶ月	合計	料金	21,350	29,850												
			内訳	実費	3,750	6,750												
センター手数料				5,500	8,800													
ATC手数料	12,100	14,300																
1年マルチ (30日/60日/90日) 2年マルチ (30日/60日/90日/180日) *3年以上は最長120日	1年1ヶ月~ 1年3ヶ月 2年1ヶ月~ 2年6ヶ月	合計	料金	30,600	39,100													
		内訳	実費	7,500	10,500													
			センター手数料	5,500	8,800													
ATC手数料	17,600	19,800																
外国籍追加料金	一般外国籍 (下記を除く)が対象		シングル/ダブル料金+2,950 (追加実費: 750/追加手数料:2,200) 1年マルチ料金+3,700 (追加実費: 1,500/追加手数料:2,200)															
下記国籍については弊社及びセンターの手数料は共通です			内訳	センター手数料	5,500	8,800												
(発給内容は全カテゴリー共通)			内訳	ATC手数料	22,000	24,200												
アメリカ (10年マルチ)				合計	料金	46,250	54,750											
カナダ(マルチ/パスポート残存まで)			普通					加急	18,750	21,750								
ブラジル (10年マルチ)											7,500	10,500	11,250	14,250				
アルゼンチン(10年マルチ)															12,000	15,000	38,750	47,250
			下記国籍については料金、発給内容は都度ご確認ください ルーマニア、セルビア、イスラエル、パナマ、ウルグアイ															
下記手数料には10%の消費税が含まれています																		
申請書作成代行手数料			+3,300															
指紋採取サポート *1			+1,100															
元中国籍(帰化者) 追加手数料*2			+1,100															
帰化者(中国籍以外) 追加手数料			+1,100															
二重国籍者 追加料金			+1,100															
片親が中国籍の日本籍申請者 追加手数料*3			+1,100															
未成年追加手数料			+1,100															
キャンセル料(お客様都合)			3,300 + α															

* 進捗により別途入力代、大使館実費、センター実費がかかります

*1: 下記のいずれかに当てはまる場合は指紋採取免除です:

- 14歳未満または70歳以上の方
- 両手の指がすべて欠損している又は機械による認識ができない方
- 5年以内に同じパスポートで 駐日本中国大使館(東京) にて指紋登録をされている方
*ビザセンターでの指紋採取は2021年2月以降行われております
(他のセンターで採取している場合は出頭が必要です)

④ 下記のシングル/ダブルビザを申請される方:

観光(L)、業務(M)、乗務員(C)、親族訪問(Q2)、交流(F)、短期留学(X2)、
就労家族の短期滞在(S2)、公演目的等の短期滞在(3ヶ月SGLのZ)

*2:親族訪問(Q2)を含む元中国籍のビザ申請については下記のいずれかに当てはまる場合のみ弊社代行が可能です:

- 中国ビザの取得歴があり、現パスポートまたは旧パスポートの原本でビザシールが確認できる場合
- 初めて中国ビザを申請する場合は下記(a)および(b)両方の書類が提出できる場合
 - 発行3ヶ月以内の戸籍謄本(全部事項)原本
* 帰化の内容(帰化日と帰化前の中国名)が明記されていること
* * 申請者が戸籍から除籍されている表記がある場合は使用不可(現在の戸籍も追加で提出必要)
 - 帰化前の中国パスポート原本(データ面にパスポートキャンセルの押印があること)

*3:片親が中国籍の日本籍申請者(帰化者除く)がビザ申請する場合は年齢に関係なく下記いずれかに当てはまる場合のみ弊社代行可能です:

- 中国ビザの取得歴があり、現パスポートまたは旧パスポートの原本でビザシールが確認できる場合
- 出生時点で中国籍の親が日本の永住権を取得していること